

一般社団法人みどり青色申告会 会費外料金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人みどり青色申告会(以下「本会」という。)の会費以外に発生する必要な事項を定め、事業の効率化及び透明性を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 会費外料金とは、本会が催行する相談会や行事等に出席または参加するために負担する受講料、参加費、相談料、または記帳代行等に伴う代行料、印刷代などをいう。

(金額)

第 3 条 前条に関する金額は、本会があらかじめ定めた別表 1 の金額とする。

(キャンセル料)

第 4 条 申込者が出席または参加をキャンセルする場合、本会は以下のキャンセル料を請求できるものとする。

分類	キャンセル日	キャンセル料
相談会	実施日の前日正午まで	0 円
	上記以降	別表 1 の金額による
行事	行事ごとに定めた期日	別表 1 の金額による

(新入会員)

第 5 条 10 月以降に入会した新入会員への適用は以下のとおりとする。

適用年度	適用内容 (別表 1 参照)
入会初年度より	消費税確定申告、税理士 (税務相談)、年末調整 (源泉 (下期))、セミナー・イベント等、記帳代行、印刷
次年度以降	記帳、決算書作成準備、決算、所得税確定申告、源泉 (上期)、他

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規程は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

【別表1】 一般社団法人みどり青色申告会 会費外料金一覧表

分類	内 容 (目安期間)	料金 (税込)		
		正会員	準会員 (※1)	
相 談 会	記帳 (4月～9月)	0円	6回目以降 1回 2,000円 ※所得税確定申告 期間中の2回目 以降は 1回 2,000円	
	決算準備・消費税準備 (9月～11月)	0円		
	決算 (12月～1月中旬)	令和7年度より 同期間の再予約 (※2) 1回 2,000円		
		同期間の再予約 (※2) 1回目 2,000円 2回目以降 5,000円 期間の最終一週間 1回 2,000円		
	所得税確定申告 (1月下旬～3月15日)	令和6年度、令和7年度のみ (総会において会費規程の会費の額改定後は廃止) 臨時徴収金 初回のみ 1,000円 (※3) 提出のみの方 (相談がない方) を除く。		
		令和7年度より 修正申告、更正の請求 (※3) 1回 2,000円 期間外対応 1回 5,000円		
消費税確定申告 (1月下旬～3月31日)	同期間の再予約 (※2) 1回目以降 2,000円			
	令和6年度 簡易・2割特例 1,000円 一般 2,000円			
	令和7年度より 簡易・2割特例 2,000円 一般 4,000円			
	令和7年度より 修正申告、更正の請求 (※4) 1回 2,000円 期間外対応 1回 5,000円			
税理士 (税務相談)	0円			
	令和7年度より キャンセル料 2,000円			
以下は、従業員、専従者等を雇用している方				
源泉 (上期) (6月～7月10日)	0円			
	令和7年度より 期間外対応 1回 2,000円			

分類	内 容 (目安期間)		料金 (税込)	
			正会員	準会員 (※1)
相 談 会	年末調整 (源泉 (下期)) (12月~1月15日)		0円	
			令和6年度より 予約枠を超過、 再予約 (※2) 1回 2,000円	
			令和7年度より 期間外対応 1回 2,000円	
行 事	セミナー・イベント等		内容により実費相当額を徴収	
代 行 事 業	記帳代行		「記帳代行料金表」参照 5,500円/月~	
印 刷	申告書等の控	初回	0円	
		再印刷	令和7年度より 1回 1,000円	
	コピー代		令和7年度より 1部 20円	
	帳簿印刷 (会計ソフト)		「帳簿印刷料金表」参照	
他	会費再振替手数料		現行 200円	
			令和7年度より 500円	
	会費納入遅延加算 (※5)		令和7年度より 6月以降に納入 2,000円加算	
	その他		内容により実費相当額を徴収	

※1 準会員制度の詳細は会費規程参照。

※2 **再予約**とは、前日の正午以降の日程変更や、相談日当日に時間を超過して新たに予約した場合が適用。状況に応じて時間超過にも適用。ただし、悪天候による公共交通機関麻痺など、本人の責めに帰すべき事由がない場合を除く。

※3 所得税確定申告書を書面で提出する際に訂正等が発覚した場合、相談があったものとみなして臨時徴収金が発生する。e-Tax送信のみは、相談あったものとみなす。

※4 修正申告、更正の請求は、自己都合の場合に限り適用。

※5 会員からの事前相談により、本会が考慮すべき理由がある場合は加算を適用せず、納入期間を設ける。その納入期間を超えても納入が行われない場合に加算を適用する。